

岩出市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 13 年 4 月 1 日

要綱第 10 号

改正 平成 15 年 10 月 1 日要綱第 22 号

平成 18 年 3 月 31 日告示第 57 号

平成 20 年 4 月 1 日告示第 21 号

平成 23 年 1 月 1 日告示第 201 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、岩出市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、岩出市補助金等交付規則（平成 24 年岩出市規則第 1 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90 パーセント以上、放流水の BOD が 1 リットルにつき 20 ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便所 建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）第 29 条に規定するくみ取り便所をいう。
- (4) 県浄化槽取扱要綱 浄化槽の取扱いに関して和歌山県が定めた和歌山県浄化槽取扱要綱（平成 13 年 4 月 1 日施行）をいう。

(補助対象地域)

第 3 条 補助金の対象となる地域は、岩出市の行政区域とする。ただし、次の各号に掲げる区域を除く。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する予定処理区域（同法第 4 条第 1 項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）
- (2) コミュニティプラント等処理施設設置区域

(補助対象となる浄化槽)

第 4 条 補助金の対象となる浄化槽は、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号。厚生省生活衛生局水道環境部浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽であって、全国浄化槽普及促進協議会（以下「全浄協」という。）に登録された

ものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、当該年度内に補助対象となる地域において、処理対象人員が50人以下の浄化槽を住宅（専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。）又は飲食店（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づき飲食店営業の許可を受けている施設をいう。）若しくは民宿等の施設をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認又は浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない者
- (3) 販売又は賃貸の目的で、浄化槽付住宅（共同住宅を含む。）を建築する者。ただし、居住を目的として当該住宅を購入した者が申請する場合はこの限りではない。
- (4) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (5) 飲食店又は民宿等に浄化槽を設置する者で、くみ取り便所又は既存単独処理浄化槽からの転換に該当しないもの。
- (6) 市税を滞納している者

(補助金額)

第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の各号に掲げる処理対象人員の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 5人槽 332,000円
- (2) 6～7人槽 411,000円
- (3) 8～50人槽 519,000円

3 浄化槽の設置に伴い、既存単独処理浄化槽の撤去が必要な場合は、9万円を限度とし、当該撤去に要する費用に相当する額を前項の補助金の額に加算する。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩出市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書（補助金申請用）

添付書類

- ア 法定検査申込書（7条検査受理書）
- イ 誓約書

ウ 処理対象人員算定表

エ 付近見取図

オ 配置図

カ 建築物平面図

キ 国土交通大臣の認定書（型式適合決定書等を含む。）の写し及び浄化槽の構造図

（２）浄化槽工事見積書（様式第２号）

（３）登録証（全浄協）

（４）登録浄化槽管理票（Ｃ票）

（５）住民票

（６）納税証明書

（７）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

なお、前条の補助金交付申請書の添付書類に不備がある場合は、市長は、当該申請書を受理しないものとする。

２ 市長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に岩出市浄化槽設置整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（変更承認申請）

第９条 前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、同条第２項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該補助金の交付申請内容を変更する場合又は当該補助金に係る事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条 補助対象者は、補助金に係る事業の完了したとき後、１月を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに岩出市浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第５号）を次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長に提出し受理を受けた浄化槽設置完了届（補助金申請用）

添付書類 浄化槽工事自主検査チェック票及び工事写真

（２）浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し

（３）浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事に係る補助対象者あての請求書の写し、若しくは浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事のための補助対象者が支払った額に係る領収書の写し（既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、撤去費用が確認できるもの）

（４）既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、撤去に係る工事写真（施行前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認できるもの）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E

票の写し及び当該既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金に係る事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、岩出市浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、岩出市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(設置工事の確認)

第15条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(浄化槽設置者又は管理者の責務)

第16条 浄化槽の設置者又は管理者は、県浄化槽取扱要綱に定めるところにより法に基づく保守点検及び清掃を定期的の実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 浄化槽の設置者又は管理者は、浄化槽の使用開始後6月を経過した日から2月以内に法第7条の規定による水質検査（以下「7条検査」という。）を受けなければならない。また、その後1年に1回は、法第11条の規定による水質検査（以下「11条検査」という。）を受けなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる結果を市長に報告しなければならない。この場合において、第2号及び第3号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

(1) 7条検査の結果

(2) 法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の結果

(3) 11条検査の結果

(報告等)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対し協力をしなければならない。

(下水道等汚水処理施設への接続)

第18条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けて浄化槽を設置した者は、下水道等汚水処理施設の整備がなされたときは、その施設に接続しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月1日要綱第22号)

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第57号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月9日告示第25号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月28日告示第201号)

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日告示第65号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。